

第4章 噴火対応Ⅱ期

第1節 救助救出・応急医療対策

1 救助救出対策

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、伊達警察署、自衛隊、北海道

1.1 行方不明者の把握

(1) 行方不明者の把握

関係市町は、避難者名簿、避難者からの情報、避難完了の確認情報などから、行方不明者及び被災が予想される場所を把握する。

(2) 救助救出要請

関係市町は、行方不明者情報を北海道(胆振支庁)に報告するとともに、消防機関、警察に捜索、救助救出を要請し、自衛隊による捜索、救助救出については、知事(胆振支庁)に要請を依頼する。

1.2 救助救出活動

(1) 救助救出方法等の事前協議

消防機関、警察及び自衛隊は、救助救出活動にあたり、専門家などから噴火状況など危険情報の助言を受け、救出班の編成、特殊車両の動員、捜索方法等について事前に協議する。

(2) 救助救出活動

消防機関、警察及び自衛隊は、安全が確認された地区から行方不明者の捜索を行う。なお、捜索中はヘリコプターにて監視し、安全の確保に努める。

2 応急医療対策

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、北海道、室蘭市医師会、胆振西部医師会、自衛隊

2.1 トリアージポスト

(1) トリアージポストの設置

火砕流等によって火傷などの多数の負傷者が発生した場合は、関係市町及び消防機関は公共施設(学校等)にトリアージポストを設置し、保健医療救護センター(胆振保健福祉事務所保健福祉部(室蘭保健所))に通報する。

保健医療救護センター(胆振保健福祉事務所女権福祉部(室蘭保健所))は、医療機関にトリアージコーディネーター、トリアージ医等の派遣を要請するとともに、消防機関等に派遣要員の搬送を要請する。

(2) トリアージポストでの医療活動

トリアージポストに搬送された負傷者は、トリアージコーディネーター・トリアージ医の判断により、傷病の程度に応じて搬送先医療機関を選定し、消防機関、北海道に負傷者の搬送を要請する。

＜トリアージポストにおける活動＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① トリアージコーディネーターによるトリアージ活動の調整② トリアージ医による負傷者のトリアージ及び応急措置の実施③ トリアージされた負傷者の収容医療機関への搬送の順位付けと収容医療機関の選定④ トリアージ後の負傷者の搬送機関（消防・警察・自衛隊など）の選定⑤ 負傷者の収容医療機関との連絡調整⑥ 消防航空隊及び自衛隊へのヘリコプター等の出動要請⑦ 関係市町災害対策本部及び保健医療救護センター（胆振保健福祉事務所保健福祉部（室蘭保健所））との連絡調整 |
|--|

- ※ トリアージ：医療機能が制約される中で、1人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度と重傷度によって治療や後方搬送の優先順位を決めること。
- ※ トリアージポスト：災害現場から救出した傷病者のトリアージ、応急措置を行う場所のこと。
- ※ トリアージコーディネーター：トリアージを行う医師や救命士の全体リーダーのことで、トリアージポストの全体調整を行う。

2.2 救急搬送

救助救出現場からトリアージポストまでは、救急車等にて搬送する。

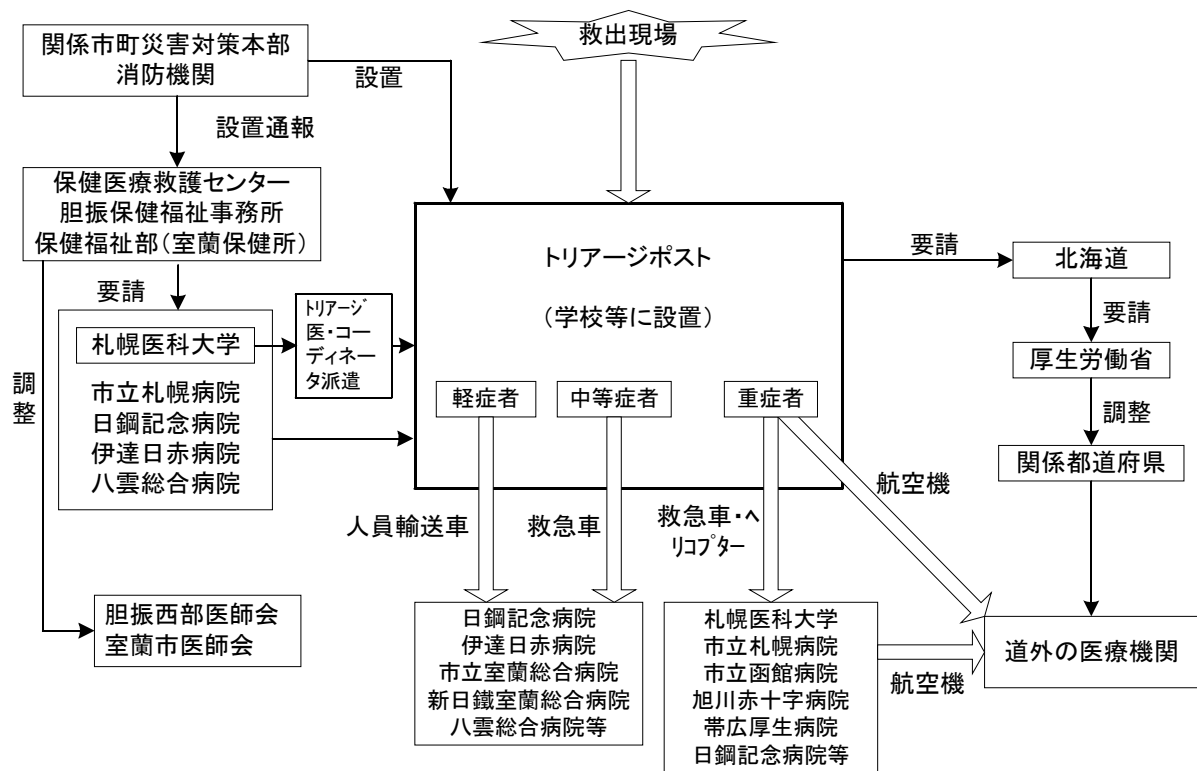
トリアージポストから医療機関までは、救急車又はヘリコプターで搬送する。

トリアージコーディネーターからヘリコプターによる搬送の指示があった場合は、保健医療救護センターは、関係機関にヘリコプターの出動を要請する。

2.3 後方医療

トリアージポストでの措置後、軽症者及び中等症者は、近隣の医療機関、重症者は火傷等の治療が可能な道内の医療機関に収容する。

なお、トリアージコーディネーターが道内の医療機関での収容が困難と判断した場合及び道内医療機関における再トリアージによって収容が困難と判断された場合は、北海道に道外搬送を要請する。



<応急医療活動のながれ>

第2節 遺体の收容処理・埋葬対策

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、伊達警察署、日本赤十字社北海道支部、自衛隊
--------	---

1 遺体の收容処理

1.1 遺体の收容処理

(1) 遺体の收容

関係市町は、消防機関とともに、警察及び自衛隊の協力により、火山災害により死亡した者を発見したときは、速やかに警察の見分及び日本赤十字社北海道支部の検案を受け、公共施設等に收容する。

(2) 遺体の処理

関係市町は、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者について次の処理をする。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、又は引取人がいない場合は、一時的な保管をする。

(3) 遺体の一時保管

関係市町は、公共施設等に遺体安置所を設置し、納棺された遺体を安置する。

1.2 遺体の見分及び検案

(1) 遺体の見分

警察は、遺体の見分を行い、関係市町に引き渡す。

(2) 遺体の検案

関係市町は、日本赤十字社北海道支部に対し遺体の処理を要請する。日本赤十字社北海道支部は、要請に基づき遺体の洗浄等の処置及び検案を行う。

2 遺体の埋葬

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

関係市町は、災害時の混乱により死亡した者で、遺族が埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族のいない遺体について、次により処理する。

(ア) 遺族がいる遺体は、遺体を埋葬に付し、骨つぼ等を遺族に支給するなどの現物給付をもって行う。

(イ) 遺族がいない遺体は、一定期間経過した後、火葬に付し、無縁墓碑等に合葬する。

(ウ) 身元不明の遺体は、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱い、火葬に付した後、関係機関に引き継ぐ。

第3節 避難対策

1 避難者の把握

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

1.1 避難所での把握

避難所担当職員は、避難者名簿等を管理し避難者の入退所を記録する。避難者名簿は災害対策本部に提出し、避難者全体を把握する。

1.2 避難所以外の避難者の把握

関係市町は、避難者自らの連絡により、親戚・知人宅など避難所以外に避難した住民を避難者名簿に登録する。

関係市町は、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等で関係市町の住民へ連絡を呼びかける広報を行う。

2 避難所運営体制

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

2.1 自治組織の結成

(1) 運営組織

避難所は原則として避難者による自治とする。

関係市町は、既存の自治会等の住民組織を活用して、避難所のリーダーの選任、班の編成など自治組織をつくるよう促す。

(2) 避難所ルール

各避難所では、避難所自治組織が中心となって避難所生活のルールづくりを行う。

(3) 運営会議

避難所自治組織は、避難所リーダーによる運営会議を開き、諸問題の処理にあたる。

2.2 自治組織との協力

関係市町は、避難所に事務所を設置し、関係市町職員又は他自治体からの応援職員を配置するとともに、必要な支援を行う。避難所担当職員は、避難所自治組織と関係市町の災害対策本部との連絡調整にあたる。

2.3 避難所報告

避難所担当職員は、1日の活動状況について避難所日誌をまとめ、災害対策本部に報告する。

3 避難所環境整備

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

3.1 生活スペースの配置

避難所では、居住スペース、休憩スペース、事務所などを配置する。

＜2000年噴火時の避難所生活スペース例＞

居住スペース	体育館、会議室
休憩スペース	ロビー、エントランス
勉強スペース	会議室
病人スペース	和室、会議室
娯楽、喫煙スペース	ロビー、エントランス
事務室	管理室
更衣室	更衣室、シャワー室
救護所	会議室
各種受付窓口	ロビー、エントランス
洗濯室、物干場	洗面所、渡り廊下、室外

<2000年噴火時の避難所設備例>

洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、ストーブ、パソコン、テレビ、ゴミ箱、清掃用具、
掲示板、間仕切り、電話、ファックス、災害時要援護者用トイレ、救急箱、
簡易ベッド（災害時要援護者用）、診療用ベッド

3.3 衛生対策

避難所では、自治組織により、トイレ、居住場所の清掃を行う。また、定期的に避難所全体の清掃を行う。

また、食品の管理、保存などに留意する。

3.4 車両対策

避難所担当職員及び自治組織は、避難所及び周辺に自家用車の駐車スペースを確保し、所有者に割り当てる。

4 避難者の生活支援活動

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道教育委員会、室蘭市医師会、胆振西部医師会、室蘭歯科医師会、北海道薬剤師会、伊達郵便局、伊達警察署、NTT東日本室蘭営業支店、その他機関
--------	---

4.1 救護所の設置

関係市町は、避難所に救護所を設置し、北海道(胆振保健福祉事務所保健福祉部(室蘭保健所))に医療関係機関などによる診療を要請する。

4.2 避難所広報

避難所には掲示板を設置し、関係市町、北海道、関係機関などからの情報を掲示する。障害者、高齢者などには、自治組織を通じて情報が伝達できるようにする。

4.3 食料・物資の供給

避難者への食料の配給、食器等の配膳、炊き出し、後かたづけ等は、自治組織の自主管理・運営にて行う。

また、避難所に搬送された物資においても、保管、整理、配分は自治組織が行うこととする。

4.4 入浴サービス

関係市町は、近隣の浴場、温泉などから、避難者の入浴場所を確保する。入浴場所は避難所から遠隔地にある場合は、無料の送迎バスを運行する。

4.5 相談窓口の設置

関係市町は、避難所に相談窓口を設置し、各種応急対策に関する申し込み受付、説明、相談を実施する。

4.6 各機関による避難生活者への対策

次の各機関は、関係市町との連携のもとに、避難所にて避難生活者への各種対策を実施する。

<2000年噴火時の避難所における対策例>

NTT	仮設電話の設置
郵便局	郵便物の受付、配達業務
警察署	警察官等による相談活動
北海道	レクリエーション等の実施
	教育相談活動
	サイエンスカーによる移動実験教室の開催
	移動図書館車による図書の貸し出し
関係市町	行政相談活動

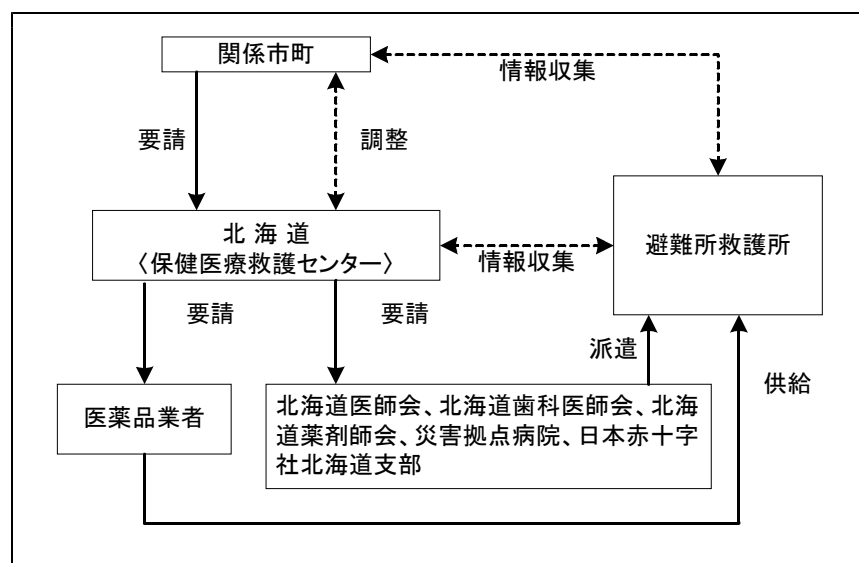
第4節 保健医療対策

1 保健医療活動体制

【関係機関】 北海道、北海道医師会、室蘭市医師会、胆振西部医師会、室蘭歯科医師会、北海道薬剤師会、災害拠点病院、日本赤十字社北海道支部

1.1 保健医療活動体制

関係市町は、北海道(胆振保健福祉事務所保健福祉部(室蘭保健所))に対し、避難者の医療救護活動を要請する。北海道は、胆振保健福祉事務所保健福祉部(室蘭保健所)に保健医療救護センターを設置し、道立精神保健福祉センター、北海道医師会・北海道歯科医師会・北海道薬剤師会、災害拠点病院、日本赤十字社北海道支部等と調整し保健医療対策を実施する。



<避難所保健医療活動体制図>

1.2 救護班等の編成

北海道は、北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、災害拠点病院、日本赤十字社北海道支部等との協力体制により、救護班を編成する。

さらに、避難所における保健婦活動を行う保健活動班を編成するとともに、必要に応じ道立精神保健福祉センターと連携した精神保健班（心のケア班）を編成する。

1.3 医薬品・衛生材料の確保

北海道は、各医療機関が保有する医薬品・衛生材料が不足する場合、関係市町からの要請に基づき供給あっせんを行う。

2 避難所保健医療救護活動

【関係機関】	北海道、北海道医師会、室蘭市医師会、胆振西部医師会、室蘭歯科医師会、北海道薬剤師会、災害拠点病院、日本赤十字社北海道支部
--------	--

2.1 医療救護活動

救護班は、救護所に常駐し、また、避難所を巡回して医療救護活動を行う。

2.2 保健活動

保健活動班は、避難所に常駐し、また、巡回して健康相談、保健指導等の保健活動を行う。

2.3 精神保健活動(心のケア)

精神保健班は、避難所を巡回し、相談・助言等の心のケア活動を行う。

3 診療対策の要請

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

関係市町は、救護所に派遣された保健婦から治療継続者の所在を把握し、継続的な投薬や診療が受けられるような措置を北海道(胆振保健福祉事務所保健福祉部(室蘭保健所))に要請する。

第5節 食料・飲料水・物資供給対策

1 食料の供給

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、自衛隊
--------	----------------------

1.1 需要の把握

関係市町は、避難所からの報告に基づき、必要な食料数を把握する。
また、応援職員等の数を含めて把握する。

1.2 食料の供給

関係市町は、必要数に基づき、弁当などの食料を仕出し業者に発注する。避難所までの輸送
は業者が行う。

また、業者への発注することが困難な場合は、自衛隊に炊き出しを要請する。

1.3 炊き出し

避難所では、自治組織により副食などの炊き出しを行う。関係市町は、必要な食材、食器、
調理用具などを食料品業者などから確保する。

2 飲料水の供給

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

関係市町は、水道施設が被災し、飲料水の供給ができない場合は、避難所や一般住民に対し給
水活動を行うこととし、関係市町が自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村
と連携を図り飲料水の供給、給水要員・給水資機材等の確保について相互協力を行う。

また、必要に応じて北海道（胆振支庁）を通じて自衛隊の応援を要請する。

3 物資の供給

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

3.1 需要の把握

関係市町は、生活必需品など必要な物資の需要を避難所からの報告により把握する。

3.2 物資の供給

関係市町は、毛布、衣類、日用品などの生活必需品の供給を業者に要請する。ストーブ、洗
濯機などの機材が必要な場合は、北海道（胆振支庁）に確保を要請する。

4 救援物資の取り扱い

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

4.1 救援物資の要請

関係市町は、救援物資の要請を報道機関、ホームページなどを通じて全国に向けて要請する。
 なお、救援物資の受け入れの原則として、個人からの救援物資は受け入れない。
 また、企業からの救援物資は、申し出を登録し、必要な時に関係市町から企業に要請する。

4.2 物資受け入れ体制の確保

関係市町は、救援物資の受け入れ場所として救援物資センターを設置する。
 なお、交通規制等により受け入れが困難な設置場所にあつては、他の設置場所に依頼する。

<救援物資センターの設置場所>

伊達市	伊達市体育館
洞爺湖町	洞爺湖町役場
壮瞥町	壮瞥町防災備蓄センター
豊浦町	

4.3 物資の受け入れ・配分

関係市町は、社会福祉協議会などを通じ、ボランティアによる救援物資の受け入れ・整理・配分を要請する。
 救援物資センターは、救援物資を受け入れ、整理を行い、避難住民に配分する。

第6節 広報対策

1 住民への広報

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、その他機関

1.1 広報紙の作成

関係市町は、噴火活動の状況、各種対策状況、住民への情報を掲載した災害広報紙を作成し、避難所などで配布する。
 また、噴火活動の状況にあわせて作成された災害危険区域図を、必要に応じて配布する。

1.2 避難所広報

避難所に掲示板を設置し、住民へ提供する情報や各種対策等を掲示するとともに、避難所自治組織を通じて広報紙などを配布する。また、担当の職員を配置して、必要に応じて説明を行う。
 また、ヘリコプター等により撮影された被災地のビデオ、写真などがある場合は、避難所での公開を検討する。

1.3 一般住民等への広報

関係市町は、避難区域外の一般住民に対する情報提供として、広報紙等を作成し配布する。
また、ホームページを作成し各種の情報を提供する。

1.4 説明会の開催

各関係機関及び関係市町は、各種応急対策の手続き等に関する説明会を避難所等において実施する。

また、噴火活動の状況や今後の予測など専門家による説明会を避難者及び一般住民を対象に実施する。

2 報道対応

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道
--------	----------------------

2.1 記者発表

関係市町及び北海道は、必要に応じて災害対策本部等で記者発表を行う。

2.2 広報要請

関係市町は、北海道を通じて報道機関に対し避難者及び一般住民に対する広報を要請する。
特に、親戚・知人宅等に避難した住民からの連絡を呼びかける広報をするよう要請する。

2.3 報道機関への要請

関係市町は、報道機関に対し危険区域への立ち入り禁止措置を徹底するよう要請する。

また、避難所では、避難所責任者（避難所リーダー・避難所担当職員等）が取材申し込みを受け付け、避難者に配慮した取材を行うよう要請する。

第7節 交通対策

1 交通規制

【関係機関】	北海道、伊達警察署、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、室蘭開発建設部、東日本高速道路㈱
--------	---

1.1 交通規制

道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、緊急交通路への流入交通を抑制するため、広域に及ぶ迂回路の設定、高速道路、国道、道道、市町村道の通行禁止等の交通規制を実施する。

1.2 検問などの実施

道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、交通規制がとられた場合は、道路標識などを設置するとともに必要に応じて検問所を設置し、交通規制や迂回路の指示を行う。

1.3 迂回路設定

道路管理者は、交通規制がとられた場合は迂回路を設定する。

1.4 緊急輸送のための交通規制

(1) 緊急通行車両

北海道公安委員会が、緊急輸送のための交通規制を実施した場合、知事（支庁長）又は北海道公安委員会（警察署長）は、車両使用者等の申出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急車両であることを確認の上、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。

(2) 避難者利用車両等

北海道公安委員会が、通行禁止又は制限を実施する場合において、日常の生活に欠くことのできない車両等で、公益上又は社会生活上通行することがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両等の通行に支障を及ぼさない限り「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付する。

2 被災者への支援

【関係機関】	J R北海道、東日本高速道路(株)
--------	-------------------

鉄道及び高速道路における被災者への支援は、支援策の内容や実施方法について関係市町との協議のうえ実施する。

＜2000年噴火時のJ R・高速道路における被災者への支援策例＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 鉄道の無料乗車券の検討 ② 道央自動車道の料金無料措置 |
|--|

第8節 ライフライン等対策

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、室蘭開発建設部、北海道、北海道電力室蘭支店、N T T東日本室蘭営業支店、石油・ガス供給事業者、東日本高速道路(株)、J R北海道
--------	--

関係市町、ライフライン関係機関、道路管理者、鉄道事業者は、ライフライン施設(上水道、下水道、電気、通信、道路、鉄道施設等)について、安全な範囲において点検を行い被害状況を

把握する。被害が判明した場合は、迅速に応急復旧対策を行う。

第9節 住宅対策

1 被災者要望等の調査

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

関係市町は、避難者の住宅対策を講じるために、必要に応じ避難者の要望・意見の聴取について検討する。

2 公営住宅の供給

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道

2.1 公営住宅の確保

関係市町及び北海道は、入居可能な道営住宅及び市町村営住宅の空室の情報を収集し、避難者に広報する。

2.2 入居の受付

関係市町及び北海道は、避難所にて公営住宅の入居説明会を開催し、後日、災害対策本部などで受け付ける。

2.3 入居の決定

入居の決定及び手続きは、公営住宅の各管理者が行う。

3 応急仮設住宅の供給

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道

3.1 設置用地の確保

関係市町は、避難が長期化すると予想される場合は、応急仮設住宅の設置について北海道(胆振支庁)に要請する。関係市町及び北海道は、応急仮設住宅の設置場所として、市町域又は近接する市町村域で安全な場所を選定し、確保する。

3.2 応急仮設住宅の設置

北海道は、必要に応じて応急仮設住宅を設置する。応急仮設住宅の規模及び構造は、「応急

仮設住宅仕様基準」による。

3.3 入居の受付

関係市町及び北海道は、応急仮設住宅の入居説明会を実施し、後日、避難所及び災害対策本部にて受け付ける。

3.4 入居の決定

関係市町は、選考委員会を組織し、申し込み者のなかから入居者を決定する。
なお、可能な限り勤務地や災害時要援護者などの条件に配慮する。

3.5 入居支援

関係市町は、災害時要援護者など自力で入居が困難な避難者に対して、引っ越しなどの入居支援を行う。

第10節 衛生対策

1 ペット対策

【関係機関】	北海道、北海道獣医師会、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------------------

1.1 ペットの避難措置

ペットは、可能な限り避難と同時に所有者が避難させる。やむなく放置されたペットの対応については関係機関と協議する。

ペットは、所有者の責任において避難先を確保することを原則とする。

動物救護センターが設置された場合は、避難先が確保できないペットを受け入れる。

1.2 動物救護センターの設置

関係市町は、公共用地等を確保し、動物救護センターの設置などについて北海道及び北海道獣医師会と協議する。

2 清掃・衛生

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

2.1 ごみの収集

関係市町は、ごみの収集計画を立案し、避難所で回収する。収集のスケジュールは避難所で広報する。

2.2 トイレ

関係市町は、避難所のトイレが不足する場合、仮設トイレを設置する。確保できない場合は、北海道(胆振支庁)に要請する。

2.3 衛生管理

関係市町は、感染症を予防し衛生環境を維持するため、避難所において手洗い、うがいの励行、定期的な清掃を行うよう避難所自治組織に要請する。

第11節 教育・保育対策

1 園児・児童・生徒の確認

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道教育委員会
--------	-------------------------------

関係市町は、保育所、各学校を通じて園児・児童・生徒の安否及び所在の確認を行う。また、道立学校、学校法人に園児・生徒の安否及び所在の確認を要請する。

2 教育・保育活動

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道教育委員会
--------	-------------------------------

2.1 教育の場の確保

関係市町は、避難した児童・生徒の授業が再開できるように、避難先の教育委員会と協議し、臨時の教室を含め、教育の場を確保する。

また、他市町村へ避難し、当該市町村において教育の場の確保が必要なときは、当該市町村の教育委員会と協議する。

道立学校の教育の場の確保については、北海道教育委員会が行う。

学校法人における教育の確保については公立学校に準じて実施するよう努めるものとする。

また、必要があるときは関係市町と協議する。

2.2 転出手続き

関係市町は、他市町村に避難した児童・生徒がいるときは、他市町村の学校で授業が受けられるように、転出手続きをする。

北海道教育委員会は、避難した児童・生徒が、避難先に近い学校に円滑に転入学できるよう、転入学の弾力的措置を関係市町村教育委員会等に要請する。

2.3 保育所・幼稚園の確保

関係市町は、臨時の保育所・幼稚園が必要なときは、公共施設等に確保する。

2.4 教職員の確保

関係市町は、教育の円滑な実施に支障があると判断される場合は、北海道教育委員会に教職員の加配を要請する。

2.5 学用品等の給与

関係市町は、災害により学用品を失った児童・生徒を的確に把握し、学用品を給与する。

また、教科書の確保について北海道教育委員会に要請する。北海道教育委員会は、必要な教科書を確保するため、北海道教科書供給所など関係機関との連絡にあたる。

2.6 児童・生徒の心のケア

関係市町は、専門家や関係機関等との連携を図り、児童・生徒の実態を把握し、児童・生徒の心のケアを行う。

3 就学支援措置

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道教育委員会

関係市町は、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行う。

北海道教育委員会は、道立高等学校の授業料免除などの就学支援措置について援助する。

<2000年噴火時の就学援助の特別措置例>

- ①道立高等学校授業料免除制度の周知
- ②道立高等学校入学金の納付延期の措置
- ③北海道公立高等学校生徒学資金の特別貸付
- ④日本育英会奨学金の緊急採用

第12節 災害時要援護者対策

1 避難生活における支援

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

1.1 避難所における援護対策

関係市町は、災害時要援護者に対する援護対策のニーズを把握し、避難所自治組織、ボランティアの協力を得て、援護対策を行う。

＜2000年噴火時の避難所における援護対策例＞

ケアサービスリストの作成	①必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ②その他介護に必要な状況
必要な設備・物資の確保・設置	①踏み板等、段差の解消 ②簡易ベッド ③パーティション（間仕切り） ④車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資
災害時要援護者専用スペースの確保	①少人数の部屋 ②専用トイレ
生活支援	①適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ②ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣
広報支援	①手話通訳の派遣 ②ボランティアによる個別情報伝達

1.2 社会福祉施設等の活用

関係市町は、福祉的な援護を要する人たちのための避難所として、平常時から社会福祉施設などを避難所として指定することを検討するとともに、一般の避難所へ緊急的に避難したときは、可能な限り保健医療福祉サービスが受けられるよう社会福祉施設などに移していくこととする。

2 福祉サービス支援

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道

2.1 障害者へのサービス

関係市町及び北海道は、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている者で、携帯せずに避難した者に対し、臨時証明書を発行し避難先の市町村でも福祉サービスを受けられる措置を検討する。

＜2000噴火時の福祉サービス例＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①日常生活用具の給付 ②補装具の給付 ③ホームヘルパーの派遣 ④施設への短期入所 ⑤JR・バス・タクシー・有料道路の割引 |
|--|

2.2 高齢者への介護サービス

関係市町及び北海道は、介護保険サービスについても、避難所の該当者が避難先の市町村でサービスを受けられる措置を検討する。

第13節 ボランティア対策

1 ボランティア活動体制

【関係機関】	北海道社会福祉協議会、伊達市社会福祉協議会、洞爺湖町社会福祉協議会、壮瞥町社会福祉協議会、豊浦町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部
--------	---

1.1 ボランティア活動対策本部の設置

北海道社会福祉協議会は、ボランティア活動対策本部を設置する。ボランティア活動対策本部での活動は、次のとおりである。

<ボランティア活動対策本部の活動>

- ①被災地状況、ボランティア関連情報の収集・提供
- ②北海道・市町村との連絡調整
- ③資材の確保
- ④ボランティアコーディネーターの確保
- ⑤支援受け入れ調整
- ⑥関係機関、報道への情報提供

1.2 ボランティア活動現地対策本部の設置

北海道社会福祉協議会は、関係市町社会福祉協議会及び日本赤十字社北海道支部と連携して、災害現地の公共施設にボランティア活動現地対策本部を設置する。ボランティア活動現地対策本部での活動は、次のとおりである。

<ボランティア活動現地対策本部の活動>

- ①ボランティア活動のコーディネート
- ②ボランティア希望者の受給調整
- ③被災者のニーズの把握

2 ボランティアの受け入れ、活動

【関係機関】	北海道社会福祉協議会、伊達市社会福祉協議会、洞爺湖町社会福祉協議会、壮瞥町社会福祉協議会、豊浦町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部
--------	---

2.1 ボランティアの受け入れ

関係市町、北海道及び関係団体は、相互に協力して必要とするボランティア活動のニーズを把握するとともに、ボランティア活動対策本部は、ニーズに基づくコーディネーターの確保、ボランティア団体への要請などを行う。

また、ボランティア活動現地対策本部では、一般のボランティアを受け付ける。

2.2 ボランティア活動

ボランティア活動現地対策本部では、ニーズの把握に基づき、ボランティアの配置、関係機関との調整、資機材の供給などボランティアへの支援を行う。

第14節 生活支援対策

1 生活資金等の支援

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道社会福祉協議会、伊達市社会福祉協議会、洞爺湖町社会福祉協議会、壮瞥町社会福祉協議会、豊浦町社会福祉協議会
--------	--

1.1 生活品購入資金の貸し付け

関係市町は、避難者に対し避難生活のために必要な身の回り品を購入する資金の貸付を検討する。

1.2 生活資金の貸し付け

(1) 生活福祉資金

北海道社会福祉協議会は、避難者に対し一時的な生活費や応急日用品の購入費として生活福祉資金の貸し付けを行う。

(2) 災害援護資金

関係市町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災した世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

1.3 災害義援金の配分

関係市町は、北海道災害義援金募集（配分）委員会の配分計画に基づき、被災者に災害義援金を配分する。

1.4 勤労者福祉資金の融資

北海道は、中小企業の労働者などに対し、医療、災害その他の生活資金を融資する制度を広報する。取り扱いは、金融機関が行う。

1.5 税制措置

関係市町及び北海道は、市町村税、道税の申告・納付などの期限延長、減免、納税義務の免除、納税の猶予、国民健康保険保険料納付の猶予などの措置をとる。

2 緊急雇用の確保

【関係機関】	国、北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------------

国、北海道及び関係市町は、災害発生に伴い離職などを余儀なくされた者に対して、臨時応急の就労先が確保できるよう必要な措置を講ずることとする。

第15節 産業対策

1 中小企業への支援

【関係機関】	北海道、伊達商工会議所、洞爺湖町商工会、壮瞥町商工会、豊浦町商工会、北海道中小企業団体中央会、室蘭公共職業安定所
--------	--

1.1 中小企業振興資金の融資

北海道は、火山活動により影響を受けている中小企業者を対象に中小企業振興資金「経営安定化資金（セーフティネット貸付（災害貸付）」を貸し付ける。

なお、あっせん機関として、商工会議所・商工会・北海道中小企業団体中央会が申し込みを受け付ける。

1.2 経営相談

(1) 融資相談窓口の設置

北海道及び商工会議所・商工会は、特別相談室を設置し、北海道の融資制度の手続き、相談などを受け付ける。

(2) 巡回相談の開催

北海道及び商工会議所・商工会は、中小企業者の金融・経営と雇用の安定を図るため、金融・労働などの関係機関が参加する相談室を開催する。

(3) 雇用相談窓口の設置

北海道及び室蘭公共職業安定所は、中小企業従業員などの雇用の安定を図るため、雇用労働相談窓口を設置する。

2 農林水産業者への支援

【関係機関】	北海道
--------	-----

2.1 営農指導

北海道は、西胆振地区農業改良普及センターに営農指導対策本部を設置し、専門技術者、改良普及員、獣医などで構成された営農特別班による農家の巡回、技術指導、営農相談を行う。

2.2 資金の融資

(1) 農業経営維持安定資金（災害資金）

北海道は、災害により被害を受けた農家の経営再建や減少した収入の補てんのため、農林漁業金融公庫の農業経営維持安定資金（災害資金）を円滑に融通できるよう支援する。

(2) 農業基盤整備資金、農林漁業施設資金

北海道は、災害により農地、農業用施設等に被害を受けた農家の復旧のため、農林漁業金融公庫の農業基盤整備資金、農林漁業施設資金の貸し付けを行う。

2.3 水産業関係への支援

北海道は、漁業協同組合等の要請に基づいて噴火湾の環境などの調査を検討する。
また、漁業協同組合との経営相談などの対策を行う。